

新 旧 対

新

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

(医師の指定)

第4条 法第4条の3第2項の規定に基づく診断を行う医師の指定は、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症(次項において「認知症」という。)の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2 法第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
政令第8条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師
政令第8条第3号に掲げる病気にかかっている者	当該病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
認知症である者	認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

3 前2項の医師の指定の期間は、当該指定の日から3年とする。ただし、再指

照 表

旧

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

(医師の指定)

第4条

1 法第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
政令第5条の2第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第3号若しくは第4号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師
政令第5条の2第3号に掲げる病気にかかっている者	当該病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症(以下この表において「認知症」という。)である者	認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 前項の医師の指定の期間は、当該指定の日から3年とする。ただし、再指定

定を妨げない。

4 公安委員会は、第 1 項又は第 2 項の医師を指定したときは、その旨及び当該医師の氏名その他必要な事項を告示するものとする。

を妨げない。

3 公安委員会は、第 1 項の医師を指定したときは、その旨及び当該医師の氏名その他必要な事項を告示するものとする。